新潟県立村松高等学校 部活動に係る活動方針

1. 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

2. 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

陸上競技、卓球(同好会)、バレーボール(同好会)、バスケットボール(同好会)、バドミントン(同好会)、美術・イラスト、茶道、華道、インターアクト、カメラ(同好会)、吹奏楽(同好会)

(2)活動時間及び日数について

- ① **活動時間** 学期中 平日2時間 週休日等 3時間程度(練習試合や大会等を除く) 長期休業中 平日・週休日等 3時間程度(練習試合や大会等を除く)
- ② 休養日 週当たり2日以上の休養日(平日1日以上、週休日等1日以上)を設けることを原則とし、年間で100日以上の休養日を設け、少なくとも週休日等に50日以上を充てる。

別紙「年間活動計画」による。

③ その他

- ・ 定期考査1週間前(土日含む)は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談 する。
- 学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 定時退庁日は部活動を行わない。又は退庁時間に間に合うように短縮して実施する。 《多く活動する月における上限に係る留意事項》
- ・ 多く活動する月においても、各月の土曜日と日曜日のうち、少なくとも2日から3日 は休業日とすること。
- ・ 土曜日と日曜日で連続して活動した場合は、その週(当該の日曜日から始まる週)の 平日のうち、少なくとも1日~2日を休業日とすること。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 高体連・高野連・高文連主催、共催、後援の大会とする。
- ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める(ただし、生徒の健康 面・学習面には十分配慮する)。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、 顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、 保護者に示す。

(3) 安心安全への配慮について

生徒が生き生きとした部活動を行うことができるよう、適切な人間関係の構築に配慮するとともに、部活動中の事故や怪我の防止、感染症予防等の対策を徹底する。